

みんなで守ろう子どもの笑顔

～子どもの権利ってなんだろう?～



子どもの権利って何だろう?

豊田市子ども条例4つの権利

みんなで大切な子どもの権利を守ろう!

豊田市子ども条例啓発動画は
こちらから見られます。



こ けんり なん 子どもの権利って何だろう？

条例解説ポイント 1

あんしん い けんり こ じょうれいだい じょう 安心して生きる権利【子ども条例第5条】

命が守られ、大切にされること、いじめや虐待から守られることが保障されています。

こ けんり そうだんしつ せっち こ じょうれいだい じょう 子どもの権利相談室の設置など【子ども条例第21条】

市は、子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図り、権利の回復を支援するため、豊田市子どもの権利擁護委員を置きます。



条例解説ポイント 2

じぶん い けんり こ じょうれいだい じょう 自分らしく生きる権利【子ども条例第6条】

ありのままの自分が認められ、個性を伸ばすことが保障されています。

ゆた そだ けんり こ じょうれいだい じょう 豊かに育つ権利【子ども条例第7条】

十分に遊んだり、学んだりできること、夢に向かって挑戦し続けることが保障されています。



とよたし こ けんり ほしやう こ
 豊田市では、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちをつくるため、
 へいせい ねん ねん とよたしこ じやうれい せいてい み
 平成19年(2007年)に「豊田市子ども条例」を制定しました。具体例をもとに、条例のポイントを見てみましょう。

条例解説ポイント 3

参加する権利【子ども条例第8条】

自分の気持や考えを表明したり、年齢や発達にふさわしい活動の機会が保障されています。

子ども会議【子ども条例第20条】

市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、子どもの意見を聴くため、豊田市子ども会議を置きます。



条例解説ポイント 4

自分の権利と相手の権利【子ども条例第4条】

子どもは、自分の権利が尊重されると同様に、他者の権利を尊重するよう努めなければいけません。



とよたしこ じょうれい けんり 豊田市子ども条例 4つの権利

「豊田市子ども条例」では、子どもにとって大切な4つの権利を定めています。これらは、すべての子どもが生まれながらにして持っている権利として保障されています。

あんしん けんり 安心して生きる権利

【子ども条例 第5条】

命が守られ、大切にされること、いじめや虐待から守られることが保障されています。



あいじょう
たくさん愛情を
かん 感じる
あんしん 安心して
せいかつ 生活
できます!

じぶん い けんり 自分らしく生きる権利

【子ども条例 第6条】

ありのままの自分が認められ、個性を伸ばすことが保障されています。



ひとりひとり
ちが おも
違う思いがあり、
おも もと
思いに基づき
こうどう
行動しています!

ゆたか そだ けんり 豊かに育つ権利

【子ども条例 第7条】

十分に遊んだり、学んだりできること、夢に向かって挑戦し続けることが保障されています。

やりたいことに
ちようせん 挑戦したり、
しっぱい 失敗したり
することが
できます!



さんか けんり 参加する権利

【子ども条例 第8条】

自分の気持ちや考えを表明すること、活動の機会が用意されることが保障されています。

たとえば、子ども会議では、
じぶん かんが
自分の考えを
おとな ほか こ ひょうめい
大人や他の子に表明する
ことができます!



豊田市子ども条例
マスコットキャラクター チルコ

こ じょうれい せいいてい りゆう 子ども条例を制定した理由は?

- ・条例とは、市の「法律」にあたるもので、市民みんなが守るべき約束ごとです。
- ・豊田市は、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合うことで、子どもにやさしいまちを実現するため、この条例を作りました。

とよた あいちけん ほんさいしょ こ じょうれい つく
豊田市は愛知県で1番最初に子ども条例を作ったまちです。
こ じょうれい こ いっしょ はな あ
子ども条例は、子どもたちと一緒に話し合い、
こ いけん と い つく
子どもの意見を取り入れて作りました。

みんなで大切な

子どもの権利を守ろう!

子どもの権利は、子どもの周りにいる大人、地域の人などが、それぞれの立場で守っていくことが大切です。

【子ども条例 第10条】

育ち学ぶ施設における 権利の保障

役割

子どもに応じた指導や援助、いじめの防止をするなど



育ち学ぶ施設
(学校、こども園など)

役割

仕事と子育ての両立を支援するなど



事業者
(企業など)

自分の権利も
友達の権利も
大切にしよう!



子ども

子どもやその家族の
周りの人々

市

役割

- ・子どもの権利についての周知、啓発をする
- ・いじめ防止、虐待予防、居場所づくりに取り組む
- ・子どもの社会参加を促進するなど

【子ども条例 第9条】

家庭における 権利の保障

役割

子どもの意見を受け止め、話し合いをするなど



家庭
(保護者など)

役割

- ・地域の中で子どもを見守る
- ・活動に子どもの意見を取り入れるなど



市民
(地域)

【子ども条例 第11条】

地域における権利の保障

こ けんり まも とりくみ しょうかい
子どもの権利を守るための取組を紹介します。
さまざま たちば とりくみ さんか
様々な立場での取組がありますので、ぜひご参加ください。



し おこな しょうかい 市で行っていることの紹介

かていきょういくこうざ 家庭教育講座

学校やPTA、地域団体向けに“子育てに関する相談や情報の意見交換、家庭教育に関する知識を学ぶ機会”を提供する事業です。講師やファシリテーターの謝礼を市が負担します。家庭や仕事、子育てに追われる保護者の皆さんが、思いを吐き出しあって「また子どもと向き合おう」と思える場を作りたいと考えています。



子どもの権利についてももう少し詳しく知りたい方は、生涯学習出前講座「子どもの権利について学ぼう」にお申込みいただけます。詳しくは左記のURLをご覧ください。

とよたしこ かいぎ 豊田市子ども会議

子ども会議は、豊田市子ども条例に基づき、まちづくりについて子どもの意見を聴くために設置されています。小学5年生～高校3年生の子ども委員が、テーマについて体験活動や話し合いを行い、“自分たちにできること”についての提案をします。



子ども会議では、他の学校や学年の子の様々な意見が聞けます。自分の意見を聞いてもらうことができ、とてもうれしいです。



こ けんりがくしゅう 子どもの権利学習プログラム

こども園、小学校、中学校にて、市が独自に作成した子どもの権利学習プログラムを使用し、子どもの権利に関する授業を実施しています。プログラムには、幼児版、小学生版（低学年版、中学年版、高学年版）、中学生版があり、自分の権利や他人の権利についての理解、子どもの自己肯定感の向上を促進します。



子どもの権利学習プログラム「特別版」では、とよた子どもの権利相談室の権利擁護委員や相談員が授業でお話をしています。





そだ まな しせつ しょうかい 育ち学ぶ施設の紹介

とよたせいしょうねん 豊田市青少年センター

青少年センターは、子ども会をはじめ青少年育成団体の活動拠点であるとともに、青少年の社会参加や居場所づくり・自立支援など青少年の健全育成を目的とした事業を展開しています。また、大小会議室や軽運動室、音楽室など施設の貸出しもしています。



「とよた学生盛りあげ隊」も青少年センターで活動しています！豊田市を盛り上げるために様々な活動をしており、子どもに向けた企画も行っています。



施設のお問い合わせ:0565-32-6296

ちいき とりく ひと しょうかい 地域で取り組んでいる人たちの紹介



とよたせいしょうねんけんぜんいくせいすいしんきょうぎかい 豊田市青少年健全育成推進協議会

豊田市青少年健全育成推進協議会(青推協)は、明日の担い手である青少年の健全育成を目指し、青少年の活動をサポートしています。例えば、中学生の社会性や自主性を培うことを目的とした「中学生の主張発表大会」は、青推協が運営しています。また、地域の他団体と協力し、環境を整えることで非行防止を図っています。夜間のパトロールやお祭りごとなど、地域に溶け込んで活動しています。



地域活動を続けていると、関わってきた子どもたちの成長を見ることができます。



がくせい とよた学生プロジェクト

とよた学生プロジェクトは、学生自身で活動の企画から実行まで行い、学生のパワーを存分に発揮して豊田市を活性化できるよう活動しています。例えば、「絵本プロジェクト」では、市内こども園をまわり、絵本の寄贈・読み聞かせを行っています。



「絵本プロジェクト」で子どもたちの笑顔を見ると、嬉しくなります！



みじか

あなたの身近に「ヤングケアラー」はいませんか？

ヤングケアラーとは、豊田市では一般的に本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話など日常的に行っていることで、負担を抱え子どもの権利が侵害されている18歳未満の子どものこととして捉えています。

病気や障がいのある家族や幼いきょうだいの世話をすることで、勉強や宿題をする時間が取れない、自分の時間や友達と遊ぶ時間が取れないという状況は、子どもにとって大切な権利が保障されているとは言えない状況です。

※子どもの権利とは、生まれながらに認められ、人として生きていくために、社会が保障しなくてはならないものです。豊田市子ども条例で定めています。



©一般社団法人日本ケアラー連盟
(事例から一部抜粋)

主な相談先一覧

- 18歳未満の子育ての悩み、負担や虐待に関する相談
家庭児童相談室(☎0565-35-1152)
- こども園の入園等に関する相談
保育課(☎0565-34-6809)
- 不登校、いじめ、発達などに関する相談
青少年相談センター(☎0565-33-9955)
- 若者の社会参加や自立に向けた相談
若者サポートステーション(☎0565-33-1533)
- 福祉に関する総合的な相談
福祉総合相談課(☎0565-34-6791)
- 障がい福祉サービスなどの利用に関する相談
障がい福祉課(☎0565-34-6751)
- 高齢者の介護、福祉などに関する総合相談
各中学校区の地域包括支援センター、連絡先は市HP
か高齢福祉課(☎0565-34-6984)
- 就労、家計、住まいなど生活に関する相談
社会福祉協議会(☎0565-34-1132)
- 生活保護に関する相談
生活福祉課(☎0565-34-6635)



地域包括支援センターHP

「こことよ」とよた子どもの権利相談室



こことよは、子どもの権利が侵害されたとき、その救済と回復をはか
るために設置された公正・中立な公的第三者機関です。子ども
から話を聴き、一緒に考え、解決を目指していきます。保護者から
の相談も受け付けています。



キュウサイくん キュウサイさん

フリーダイヤル

0120-797-931



☎ kodomo-soudan@city.toyota.aichi.jp

メールでの相談は
こちらから

発行年月日:令和6年(2024年)3月

制作:豊田市こども・若者部 こども・若者政策課

〒471-8501 豊田市西町3-60

☎0565-34-6630 ☒ kowaka@city.toyota.aichi.jp

みんなで子どもの権利を守り、
子どもにやさしいまちを目指そう!

